



埼玉県報

第 2 3 8 2 号
平成24年4月20日
金 曜 日

目 次

告示

- [業務支援基盤\(グループウェア\)機器等の賃貸借に関する入札公告\(情報企画課\)](#)
- [平成24年度地籍調査事業計画の決定\(土地水政策課\)](#)
- [と畜検査手数料の徴収事務委託\(食肉衛生検査センター\)](#)
- [羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定の解除\(畜産安全課\)](#)
- [肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定\(畜産安全課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [県道中瀬普濟寺線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道中瀬普濟寺線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道中瀬普濟寺線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度4月・5月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

業務支援基盤（グループウェア）機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年10月1日（月）から平成29年9月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報企画課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報企画課企画・研修指導担当 上田、小俣 電話048-830-2280（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月31日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月30日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月30日（水）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報企画課 平成24年5月31日（木）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年5月16日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年5月18日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担

当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び調達仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of groupware and system servers integration.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., may 30, 2012

By the electronic bidding system: by 11:00 a.m., may 31, 2012

(3) Contact Information:

Information Planning Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2280

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

平成二十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	大東第十（南大塚二丁目、大塚一丁目の各一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
川越市	高階第一（大字下新河岸、大字砂新田、大字今福の各一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
熊谷市	小島六（小島の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
熊谷市	吉岡四―一（楊井の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
熊谷市	大麻生一（大麻生の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
秩父市	大達原第二（大滝の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
秩父市	大達原第三（大滝の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
秩父市	小双里第一（大滝の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
飯能市	双柳第一（大字双柳の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
飯能市	双柳第二（大字双柳の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
飯能市	双柳第三（大字双柳の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
加須市	麦倉Ⅲ（麦倉の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで

ときがわ町	本郷（大字本郷の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
ときがわ町	馬場・関堀・田中（大字馬場、大字関堀、大字田中の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
小鹿野町	般若四（般若の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
小鹿野町	般若五（般若の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
神川町	阿久原六・矢納一（大字上阿久原、大字矢納の各一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
神川町	矢納二（大字矢納の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上田 清 司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十四年四月 一日から 平成二十五年三月 三十一日まで
越谷食肉センター	越谷市増森一丁目十二番地 日本畜産興業株式会社 代表取締役 福田 武仁	
和光ミートセンター	和光市下新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 保一	
本庄食肉センター	本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 小林 靖典	
北埼玉食肉センター	加須市大字平永千四十七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	大 山 榮 一	埼玉県羽生市大字発戸千百七十四番地

告示

埼玉県告示第五百二十七号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、次のとおり同法第六条第一項の指定を解除したので、同法第九条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 指定を解除する協会の名称
社団法人埼玉県畜産会
- 二 代表者の氏名
会長 島村 功作
- 三 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市須賀広七百八十四番地
- 四 指定解除年月日
平成二十四年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり同法第六条第一項の指定をしたので、同法第七条第四項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定する協会の名称

一般社団法人埼玉県畜産会

二 代表者の氏名

会長 島村 功作

三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市須賀広七百八十四番地

四 指定年月日

平成二十四年四月一日

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

平成二十三年埼玉県告示第九十号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四十号

平成二十三年埼玉県告示第千二百十四号で公示した公共測量（デジタルマップング）は、平成二十四年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である加須市長大橋良一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

平成二十三年埼玉県告示第千百六十六号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十四年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である北足立郡伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

平成二十三年埼玉県告示第千四十五号で公示した公共測量（都市計画図及び統合型GSI構築業務委託）は、平成二十四年二月二十九日終了した旨測量計画機関の長である比企郡川島町長高田康男から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四十二号

測量計画機関の長である上尾市長島村穰から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量（東日本大震災座標変換作業））

三 作業地域

上尾市瓦葺東部土地区画整理地域

四 作業期間

平成二十四年四月十六日から平成二十四年四月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成二十四年五月十四日から平成二十五年二月二十二日まで

三 作業地域

比企郡ときがわ町、秩父郡小鹿野町

告 示

埼玉県告示第五百四十五号

平成二十三年埼玉県告示第九百七十三号で公示した基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

中瀬普濟寺線	路線名
深谷市血洗島字向荒匂五七五番一地先 から同市血洗島字清水川三四三番五地 先まで	供用開始の区間
平成二十四年四月二十日	供用開始の期日
延長五・三・六〇メートル	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

中瀬普濟寺線	路線名
深谷市血洗島字清水川二七五番一地先から同市血洗島字中南七六番五地先まで	供用開始の区間
平成二十四年四月二十日	供用開始の期日
延長四九三・五〇メートル	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

<p>中瀬普濟寺線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市血洗島字赤根屋敷十八番地先から同市上手計字蛇島四九四番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年四月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一九〇・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

<p style="text-align: center;">一 号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 種 類</p>
<p style="text-align: center;">平 成 二 十 四 年 四 月 六 日</p>	<p style="text-align: center;">指 定 の 年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">埼 玉 県 飯 能 市 川 寺 三 百 六 十 ノ 丁 三 百 六 十 ノ 一</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">十 ・ 五 〇 メ ー ト ル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)</p>
<p style="text-align: center;">四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指 定 番 号	一 号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 四 年 四 月 六 日
指 定 道 路 の 位 置	埼 玉 県 飯 能 市 川 寺 一 百 十 五 ノ 一 一 一 百 十 五 ノ 一
指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)	四 十 九 ・ 〇 〇 メ ー ト ル
指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)	二 十 一 ・ 〇 〇 メ ー ト ル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指 定 番 号	二 号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 四 年 四 月 十 一 日
指 定 道 路 の 位 置	埼 玉 県 飯 能 市 双 柳 千 三 十 四 ノ 丁 千 三 十 四 ノ 一 埼 玉 県 飯 能 市 双 柳 九 百 四 十 七 ノ 八 埼 玉 県 飯 能 市 双 柳 九 百 六 十 九 ノ 三
指 定 道 路 の 延 長 （ 単 位 メ ー ト ル ）	十 八 ・ 〇 〇 メ ー ト ル 十 二 ・ 五 〇 メ ー ト ル 十 六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル
指 定 道 路 の 幅 員 （ 単 位 メ ー ト ル ）	十 八 ・ 〇 〇 メ ー ト ル 六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル 十 二 ・ 〇 〇 メ ー ト ル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第5次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目三ノ十一 新 田 政 治

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘三丁目八百六十七ノ三百四十五

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第20、21、22次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目十ノ一 栗原 正宏

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目八百八十ノ三百二

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目八百八十ノ三百三

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目八百八十ノ七百十

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘四丁目八百八十ノ七百十一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第8次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目二十三ノ二十 有限会社 タウン住宅販売

代表取締役 川 畑 光 男

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四ノ七百二十五

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭）194 トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日まで

（詳細は入札説明書による。）

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 2 浄水場（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要に基づき入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号 埼玉県企業局
水道管理課水質担当 川崎 博康 電話 048-830-7094 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 24 年 6 月 6 日 (水) 午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 24 年 6 月 6 日 (水) 午後 5 時まで (必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

水道用粉末活性炭(ウイット炭) 平成 24 年 6 月 7 日 (木) 午前 10 時 00 分

(5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7038 (直通)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成24年5月11日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3(1)の場所に郵送(書留郵便又は簡易書留)により提出する。

イ 入札者は、3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通))

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号) に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

Powdered Activated Carbon 194 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m. , 6, June, 2012.

(Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m. , 6, June, 2012)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Management Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7094

告 示

埼玉県病院事業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 339,900リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 24 年 3 月 27 日

4 落札者の氏名及び住所

佐藤興産株式会社 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 2 丁目 44 番地

5 落札金額

27,231,088 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 24 年 2 月 10 日

告 示

埼玉県教委告示第十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年四月二十日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年四月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県スポーツ推進審議会委員の任免について

ロ その他